

■ 商工中金のガバナンス

特殊会社（特別の法律に基づく株式会社）化を契機に、株主である中小企業組合やその組合員、政府、および市場の規律のもと、会社法および株式会社商工組合中央金庫法に基づき、取締役会、監査役（会）、会計監査人を設置しております。また、中小企業団体と中小企業の意向を経営に反映させるため、取引先中小企業の代表者で構成される「経営諮問委員会」、役員人事に関する中小企業の意見や助言を経営に反映させるため、社外取締役、取引先中小企業の代表者および外部有識者等で構成される「人事委員会」、役員報酬（制度）および退職慰労金に関する中小企業の意見や助言を経営に反映させるため、社外取締役、取引先中小企業の代表者および外部有識者等で構成される「報酬委員会」、コンプライアンスに係る全般を諮問するための機関である「コンプライアンス委員会」等を設置し、「中小企業による、中小企業のための金融機関」という基本的性格を堅持しつつ、さらなるガバナンスの強化・整備に努めてまいります。

加えて、新たなビジネスモデルの確立のために、過半の社外取締役の登用等により経営体制を刷新しております。特に、社外取締役への報告・サポート体制整備等によりその機能を強化しつつ、複数回審議の実施等を行い取締役会での議論を活性化することにより、取締役会の機能を強化しております。

会社の機関の内容

A. 取締役会

取締役会は取締役7名、そのうち社外取締役4名（2019年6月末現在）で構成されております。取締役会は、業務運営が全体として適切かつ実効的に機能するよう、重要な業務執行の決定と取締役及び執行役員の職務の監督を行っております。

B. 監査役会・監査役

監査役会は監査役4名、そのうち社外監査役3名（非常勤監査役を含む。2019年6月末現在）で構成されております。監査役は、取締役の職務の執行を監査し、監査役会は、監査報告の作成、常勤の監査役の選定および解職、監査方針の決定等を行っております。

C. 社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容

該当ありません。

D. 経営諮問委員会

中小企業団体と中小企業の意向を経営に反映させるため、取引先中小企業の代表者で構成される「経営諮問委員会」を設置し、業務運営に関して意見や助言をいただいております。

E. 人事委員会

役員人事について取引先中小企業の代表者や外部有識者、社外取締役等で構成される「人事委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。

F. 報酬委員会

役員報酬（制度）や退職慰労金に係る業績評価について、取引先中小企業の代表者や外部有識者、社外取締役等で構成される「報酬委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。

G. 業務運営委員会

他の事業者との間の適正な競争関係の確保の状況の検証及び地域金融機関との多様な連携の在り方等の助言を経営に反映させるため、「業務運営委員会」を設置しております。

H. コンプライアンス委員会

不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンスに係る事案の発生・対応状況を把握し、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の全般を諮問するため、外部弁護士を含む「コンプライアンス委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。

I. 経営会議

取締役会に付議すべき事項を審議し、また、一定の事項を社長執行役員が決定するにあたっての協議機関として、社長執行役員、副社長執行役員等で構成する「経営会議」を設置しております。

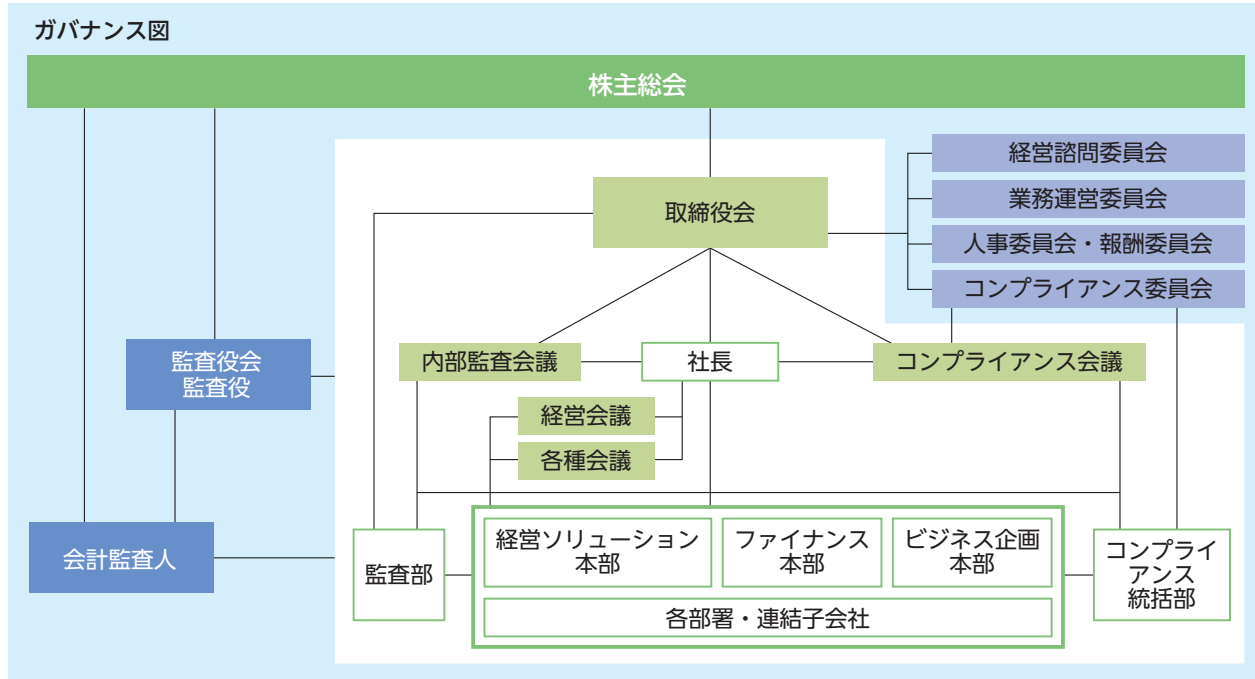
J. 内部監査会議・コンプライアンス会議

取締役会が決定した基本方針に基づき、取締役会から委任された内部監査及びコンプライアンスに関する事項を審議決定する機関として、「内部監査会議」、「コンプライアンス会議」を設置しております。

K. 各種会議

業務執行の効率化のため、投融資、CS推進、信用リスク管理等の事項に関しての各種会議を設けております。

ガバナンス図



取締役会は、過半数以上の社外取締役で構成され、コンプライアンス及び内部監査について詳細な情報が共有され検討が行われるよう、コンプライアンス会議および内部監査会議を取締役会直下の会議とし、取締役会の機能強化を図っております。

また、不祥事件等の個別事案にかかる対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行うための機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。

内部監査部門は、独立性を確保し、リスクベースアプローチを踏まえた監査手法の見直し等を実施し、よりリスクの高い分野に監査資源を重点配分する等、内部監査部門の体制・機能を強化しております。

さらに、真にお客さま本位の視点から、中小企業の企業価値向上に貢献するため、営業店サポートを軸に組織を再編成し、統括本部を設置しております。

経営諮問委員会・報酬委員会・人事委員会名簿（2019年6月20日現在）

委員会	委員
経営諮問委員会	委員長：川崎 修（株式会社東研ホールディングス 代表取締役社長） 副委員長：杉浦 滋彦（理工協産株式会社 代表取締役社長） 委員：石井 一成（株式会社カネヒロ 代表取締役社長） 植田 滋（四国化工機株式会社 代表取締役社長） 上野 孝（上野興産株式会社 代表取締役会長CEO） 江川 哲生（株式会社ライフサポート・エガワ 代表取締役） 小田切達雄（株式会社オダギリ 代表取締役社長） 貝原 良治（カイハラ株式会社 代表取締役会長） 鍛冶川清司（阪神総合卸商業団地（協） 理事長） 菅野 豊（株式会社栄楽館 代表取締役社長） 児玉 洋介（児玉コンクリート工業株式会社 代表取締役会長） 今野 敦之（株式会社ユーメディア 代表取締役会長） 内藤 吉子（日興油脂株式会社 代表取締役会長） 野村 稔（野村ユニソン株式会社 代表取締役社長） 早川 元章（株式会社ハヤカワカンパニー 代表取締役社長） 福本 桂太（株式会社四ツ橋 代表取締役社長） 牧 卓彌（ウエストホールディングス株式会社 代表取締役社長） 三林 憲忠（ヤマモリ株式会社 代表取締役社長） 宮崎 薫（宮崎精鋼株式会社 代表取締役会長） 村山 文彦（株式会社北日本オートボックス 代表取締役） 森脇 孝（株式会社菊水フォーミング 代表取締役社長）
人事委員会 報酬委員会	委員長：高 巖（株式会社商工組合中央金庫 社外取締役） 委員長代理：中村 重治（株式会社商工組合中央金庫 社外取締役） 委員：児玉 洋介（児玉コンクリート工業株式会社 代表取締役会長） 松井 秀樹（森・濱田松本法律事務所 弁護士） 関根 正裕（株式会社商工組合中央金庫 代表取締役社長兼社長執行役員） 梅田晃士郎（株式会社商工組合中央金庫 副社長執行役員）
コンプライアンス 委員会	委員長：石川 貴教（森・濱田松本法律事務所 弁護士） 副委員長：足立 学（東京富士法律事務所 弁護士） 委員：梅田晃士郎（株式会社商工組合中央金庫 副社長執行役員）

氏名は敬称略

》》 役員一覧

(2019年7月1日現在)

■ 取締役

■ 副社長・専務・常務執行役員



代表取締役社長
兼社長執行役員
関根 正裕
業務執行全般、監査部
コンプライアンス統括部
店舗・業務改革推進PT



取締役
専務執行役員
鍛冶 克彦
経営企画部
経営戦略室、IT戦略室



副社長執行役員
梅田 晃士郎
秘書室、総務部
人事部



専務執行役員
中谷 肇
大阪駐在



取締役
常務執行役員
河野 一郎
主計部、管理部
危機対応業務部



取締役
高 巖



常務執行役員
佐藤 隆久
ビジネス企画本部
(業務企画部、産業
調査部、国際部)



常務執行役員
小野木 哲也
ファイナンス本部
(経営サポート部、融資
第一部、融資第二部)



取締役
多胡 秀人



取締役
中村 重治



常務執行役員
高橋 永泰
システム部、事務総合部
市場業務部



常務執行役員
青木 剛
経営ソリューション本部
(ソリューション事業部、市場
営業部、営業店サポート部)

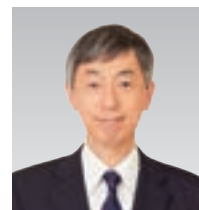


取締役
渡瀬 ひろみ

(注) 取締役高巖、多胡秀人、
中村重治および渡瀬ひろみは、会社法第2条第
15号に定める社外取締役
です。



常務執行役員
真船 実
資金証券部、資産サポート部
与信統括部



常務執行役員
本幡 克哉
広報部、地域連携推進室
統合リスク管理部

(2019年7月1日現在)

■ 監査役



常勤監査役
まきの ひでゆき
牧野 秀行



常勤監査役
おかだ ふじお
岡田 不二郎



監査役
てらわき かずみね
寺脇 一峰



監査役
かねこ ひろこ
金子 裕子

(注) 監査役岡田不二郎、寺脇一峰および金子裕子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

■ 執行役員

執行役員 (総務部長)

やまぐち たくろう
山口 卓郎

執行役員 (監査部長)

くろさわ しゅういち
黒澤 秀一

執行役員 (営業部長)

かわさき ひでき
川崎 英樹

執行役員 (大阪支店長)

いまにし たかお
今西 隆夫

執行役員 (ソリューション事業部長)

ささき わたる
佐々木 渉

執行役員 (経営企画部長)

はね まさと
羽根 正人

執行役員 (システム部長)

いしお あつし
石尾 京

執行役員 (営業店サポート部長)

おがわ たけお
小川 健夫

執行役員 (事務総合部長)

なかむら よういち
中村 洋一

執行役員 (経営サポート部長)

はぎお ふとし
萩尾 太

執行役員 (名古屋支店長)

のかみ たけひこ
野上 武彦

執行役員 (東京支店長)

あべ まなぶ
阿部 学

執行役員

もり の しんいちろう
森野 真一郎

適正な業務運営の仕組み ▼ 商工中金のガバナンス

内部統制システムの整備の状況

商工中金は、会社法第362条第5項に基づき、同条第4項第6号に規定する商工中金の業務ならびに商工中金および子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を以下のとおり定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・マニュアルを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備する。
 - (2) コンプライアンスの企画、推進及び管理に係る審議・検討を行う会議並びに統括部署としてコンプライアンス統括部を設置するとともに、全部室店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置する。
 - (3) 取締役会は、コンプライアンス統括部に、年度ごとに、研修の実施などコンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的に実践状況を確認する。
 - (4) コンプライアンスに抵触する事象が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事象が隠蔽されない体制を整備する。
 - (5) 不祥事件等の個別事案にかかる対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行うため、「コンプライアンス委員会」を設置する。
 - (6) 執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
 - (7) 反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・管理を行う。
 - (2) 監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類毎の管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類毎及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備する。
 - (2) 取締役会及び経営会議等において、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。
 - (3) 執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から権限委任された一定の事項を社長が決定するにあたっての協議をするための機関として経営会議を設置する。経営会議において、取締役会から授權された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。また、経営会議へ付議する事項を審議する各種会議を設置する。
 - (2) 取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行う。
 - (3) 取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。
 - (4) 中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。
5. 当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 5.1 当社の子会社等の取締役その他の業務執行者（以下「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、当社及び子会社等の業務の適正を確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、子会社等の業務運営を適切に管理するため、「子会社等管理規程」を制定・周知する。
 - (2) 取締役会は、子会社等を統括して管理する部署（以下「統括部署」という。）及び子会社等ごとに担当部署（以下「担当部署」という。）を設置し、子会社等の業務運営を指導管理する。
 - (3) 子会社等の業務が、その業務の規模・特性に応じ、コンプライアンスの観点から適切なものとなるように、子会社等においてコンプライアンス態勢を整備する。
 - (4) コンプライアンス統括部は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事象が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、子会社等の社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事象が隠蔽されない体制を整備する。
 - (5) 子会社等において反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。
 - 5.2 当社の子会社等の取締役等の職務の執行に係る事項の当会社への報告に関する体制
 - (1) 統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の実態把握及び指導を行い、子会社等の業務運営状況等を定期的に取締役会及び経営会議に報告する。
 - (2) 当社は、統一的グループ経営、業務運営の適正化等の観点から、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。
 - 5.3 当社の子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準ずる。
 - (2) 取締役会及び経営会議等は、子会社等のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。
 - (3) 統括部署は、各リスク管理部署と子会社等との調整等を行い、必要に応じて担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。
 - (4) 子会社等は、当会社の指導の下、適正なリスク管理を行う。
 - 5.4 当社の子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 子会社等は、子会社等の取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務及び職務の権限等に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。
 - 5.5 その他
 - (1) 執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。
 - (2) 当社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。
6. 当社及び子会社等からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) 財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。
 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、執行部門から独立した使用人を配置する。
 - (2) 監査役室の使用人は、取締役の指揮命令を受けないものとし、その人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。
 8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 8.1 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、当社の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当会社に重要な影響を及ぼす情報について監査役へ報告を行う。
 - (2) 取締役及び使用人は、監査役が報告を求める事項の報告を行う。
 - (3) 社内及び社外に設置した内部通報窓口にも内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。
 - 8.2 子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
 - (1) 子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査役へ報告を行う。
 - (2) 子会社等の社内及び社外に設置した内部通報窓口にも内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。
 - 8.3 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社等は、上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規定において定め、周知する。
 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行う。
 - (2) 取締役及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。
 - (3) 監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規定に基づき監査を実施する。
 - (4) 監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。
 - (5) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還については、監査役の請求に応じて、適正に処理する。

■ 商工中金にとってのCSR（企業の社会的責任）とは

商工中金は、株式会社商工組合中央金庫法第一条（目的）において、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体およびその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことが謳われています。

従って、第一義的にはこの法目的を的確に遂行していくことが、商工中金に課せられた最大の社会的責任であると認識しています。

商工中金の「企業理念」は、その使命を、中小企業金融の円滑化という法目的をベースに、中小企業の皆さまの企業価値向上を図ることを通じて、地域ひいては我が国の新たな力を創造していくこととし、同時に、「中小企業の皆さま」、「資金をお預けいただくお客さま」、「職員」、「社会」のそれぞれに対し経営姿勢をコミットメントしております。

また、企業理念を更に共有させ、「セーフティネット機能」はもとより、「社会的課題解決に向けた総合支援」を使命実現に向け発揮する重要な機能の一つとして位置付けています。更にそれらを支える取組みとして、自らも社会の一員としてコンプライアンスはもとより環境配慮への取組み、内部統制システムやリスクマネジメントの高度化、情報開示の体制構築などの内部管理態勢整備を進めています。

商工中金では、中小企業の金融円滑化という法目的を踏まえた企業理念を実践するための事業活動そのものが「CSR」と考えており、これらの活動実績やその結果としての経営成績等を適時適切にディスクロージズ説明責任を果たすとともに、それぞれのステークホルダーとの双方向のコミュニケーションを一層活発に実施してまいります。

■ 環境方針

全国展開の中小企業専門金融機関である商工中金は、「持続可能な社会」の実現を重要な経営課題のひとつと認識し、中小企業の企業価値向上という使命実現に向けた企業活動と環境保全の調和のため、積極的かつ継続的な取組みを行い地域の社会・経済に貢献します。

1. 法令等の遵守
環境保全にかかる諸法令・規則はもとより、商工中金が同意するその他の要求事項を遵守します。
2. 金融サービスを通じた環境保全
全国のネットワークを最大限活かし、国の政策、地方公共団体の施策などとも連携を図りつつ、金融商品・金融サービスの提供を通じて環境保全・保護に取り組む中小企業団体および中小企業の皆さまの事業活動等を積極的に支援し、社会全体の環境に関するリスクの低減に取り組みます。
3. 自らの事業活動における環境負荷の低減
事業活動における資源の消費や、廃棄物の排出による環境への負荷を認識し、資源循環の取組みや、エネルギーと資源の有効活用を通じ、環境保全に努めます。
4. 役職員への啓発、対外公表
役職員一人ひとりの環境問題への意識を醸成するため環境に対する啓発に努めます。また、本方針に基づく活動状況は商工中金ホームページ等で公表します。

● 金融サービスを通じた環境保全

商工中金では、環境問題への対応を促進するため、環境に配慮した経営を行っている事業者の皆さまを金融面・情報面等からサポートする「環境対策支援」を展開しています。

また、公益社団法人全日本トラック協会（東京都新宿区）と連携し、国が定める排出ガス規制に適合する車両購入資金を融資する制度を取り扱っています。同融資制度を活用して、「自動車NOx・PM法」に適合する車両（同法施行前基準対比NOx排出量66%減）の導入や、同法よりも更にNOx排出量の規制が厳しい「ポスト新長期規制」に適合する車両（同規制前基準対比NOx排出量65%減）の導入に寄与しました。

● 自らの事業活動における環境負荷の低減

商工中金では、節電・節水・エコドライブなどの手法を全店に通知し、取り組んでいます。また、空調など設備の代替・更新に際し、省エネ効果を意識した検討を行うこととしています。

対外的には、いわゆる「省エネ法」や「温対法」、東京都の環境確保条例を踏まえ、法令の適用を受ける施設では、毎年の実績報告などを行ってきましたが、2009年度の法改正により、商工中金全体の使用エネルギー量も「省エネ法」および「温対法」の報告対象となり、実績集計の報告、ならびに更なる削減に取り組んでいます。

そのほか、自主的な取組みとしまして、いわゆる「グリーン購入法適合品」の調達推進や、2006年度より本部および可能な店舗において夏季のクールビズを行っています。

● TCFDへの署名

商工中金は、金融安定化理事会（FSB）に設置されている「気候関連財務情報開示タスクフォース」（TCFD：Task Force on Climate-Related Financial Disclosures）がまとめた提言の趣旨に賛同し、署名しております。

リスクの定義

市場リスク	金利、為替相場の変動や有価証券等の価格変動に伴い、保有する資産等の価値が変動し損失を被るリスク
流動性リスク	必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる等のリスク（資金繰りリスク）、および市場の混乱等により市場において取引が不可能になる等のリスク（市場流動性リスク）
決済リスク	決済が予定通りできなくなることに伴い、損失を被るリスク（その原因と性質から、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、法的リスクに大別される）
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失することで損失を被るリスク
オペレーショナル・リスク	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスク（事務リスク〔システムリスクに分類されない情報セキュリティリスク*を含む〕）、およびコンピュータシステムのダウンや誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被る等のリスク（システムリスク〔システムの不備、システムに対する第三者の不正による情報セキュリティリスク*を含む〕） *情報セキュリティリスク：重要な情報資産の正当性、信頼性がさまざまな脅威（漏洩、不正使用、誤操作、故障等）により失われるリスク
法的リスク	取引の法律関係が確定的でないことや、法令等が遵守されないこと等により損失を被るリスク
有形資産リスク	災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等を被るリスク
人的リスク	人事運営上の不公平・不公正（報酬手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシュアルハラスメント等）等から生じるリスク
風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により損失を被るリスク

信用リスク管理

信用リスク管理については、中小企業向けの融資ノウハウに基づく適正な融資審査基準および審査体制の堅持などにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っています。

信用リスク管理態勢

信用リスク管理の統括部署である与信統括部は、与信ポートフォリオのモニタリングやリスクの計量化を通じて信用リスク管理の高度化に取り組んでいます。

経営陣による信用リスク管理会議においては、信用格付、業種、地域などのさまざまな切り口で与信ポートフォリオを分析し、リスクの分散を図るなど、債権の健全化に取り組んでいます。

信用リスクの的確な把握とコントロールを行うため、「資産の自己査定」を実施するとともに、信用格付制度を導入しています。この信用格付制度では、中小企業の信用度を計るために最適な財務指標を選択するとともに、定性的な評価も反映しています。

審査体制面では、ファイナンス本部が、適正な審査・管理を通じて、資産の健全性の維持・向上に努めるとともに、お取引先の経営改善、再生支援についても専門部署である経営サポート部を設けて、積極的に取り組んでいます。

融資審査について

中小企業は景気など外部環境に大きく左右されることから、お取引先の事業見通しについて中長期的な視点から審査をするように心がけています。具体的には、財務面のみならず、経営手腕や技術力といった決算書に表れない部分も含めてお取引先の事業の徹底した理解に努めています。

したがって、外部環境の影響から、お取引先の業績が一時的に低迷するなどの場合には、中核となる事業部門の将来見通し、キャッシュ・フローの推移にポイントにおいて、現状認識と解決の方向性を経営者の皆さまと共有することを目指しています。こうした適切な「事業性評価」に基づいた経営支援は商工中金の重要な使命であり、これからも地域金融機関や中小企業再生支援協議会など各関係機関と連携し、一層積極的に取り組んでいきます。

また、お取引先へのサポートをさらに推進するために、OJTや研修などにより、職員の課題解決に向けた提案力を向上させていきます。

市場リスク・流動性リスク管理

市場リスクおよび流動性リスクに関する基本方針を定め、組織・権限・管理方法などを明確化し、これに基づいた厳正な業務運営・管理を行っています。

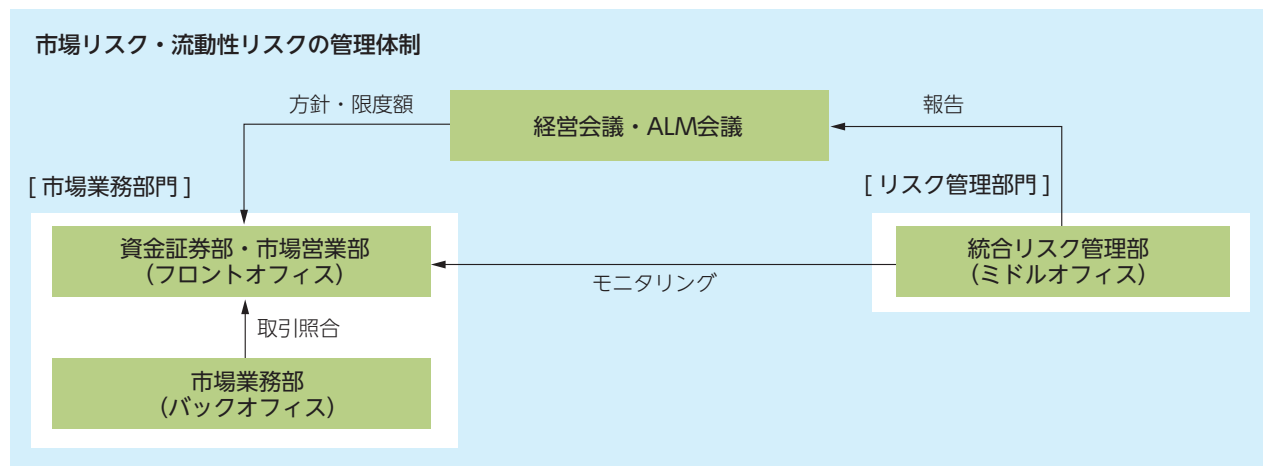
リスク管理体制

市場業務部門をフロントオフィスとバックオフィスに分離し、リスク管理部門としてミドルオフィスを設置することにより、牽制機能を確保しています。

ミドルオフィスは、経営会議・ALM会議において審議・決定された市場リスク・流動性リスクに関する限度枠などの遵守状況を日々モニタリングし、定期的に報告しています。

ALM運営

市場リスク・流動性リスクを適正に管理しながら、安定した収益の確保を目指しています。金利予測、10bpv（ベース・ポイント・バリュー）や、VaR（バリュー・アット・リスク）などを用いた分析、複数の金利シナリオによるシミュレーション分析などを通じ、収益とのバランスを図りつつリスクコントロールを行っています。



市場リスク（バンキング業務）の状況^(注1)

10bpv (単位：億円)											
2017年3月末				2018年3月末				2019年3月末			
1年以内	1年超5年以内	5年超	合計	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
7	△27	△12	△32	8	△32	△37	△60	8	△22	△40	△53

VaR ^(注2) (単位：億円)		
2017年3月末	2018年3月末	2019年3月末
108	139	123

(注1) トレーディング目的以外の金融商品。ただし、株式・外貨業務を除きます。

(注2) ヒストリカル・シミュレーション法、観測期間5年、保有期間1ヵ月、信頼区間99%

オペレーショナル・リスク管理

「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、オペレーショナル・リスクの統括部署である事務総合部が商工中金全体にかかる事務リスク、およびシステムリスクの極小化を目指し統括管理を行っています。

また、オペレーショナル・リスク管理会議においてオペレーショナル・リスクに関する事項や、同リスクの把握および削減に向けた対応策について審議を行っています。

事務リスクについては、各業務の事務取扱いを明確に定めた事務規定を制定するとともに、本部による事務指導、教育の徹底、各種事務機器の導入を推進し、事務処理の誤びゅう・遺漏を削減することにより、リスク軽減に努めています。さらに、リスク・コントロール・セルフアセスメント（RCSA）を導入し、業務を担当する部署が顕在化した損失事象のモニタリングを行うとともに、自ら内在するリスクを把握・評価し、その評価に基づき改善することを通じたリスクの

低減にも取り組んでいます。

システムリスクについては、バックアップ体制の整備や定期訓練の実施、外部の専門機関による定期的なシステム監査の実施、サイバー攻撃への技術的な対策等サイバーセキュリティ管理態勢の整備などによりシステムの安定的な稼働に向け、安全対策の充実に取り組んでいます。

また、事務リスクおよびシステムリスクに含まれる情報セキュリティリスクに対しても、「情報セキュリティ対策基本通牒」や具体的な対策基準、管理手続きを制定するとともに、商工中金の情報資産について重要性などに応じた区分とリスクの評価に基づいた対策を実施することにより、情報資産をリスクから適切に保護し、そのセキュリティの確保に努めています。

災害などの非常事態に備え、緊急時のお客さまや職員の安全確保策、業務優先順位などを明示したコンティンジェンシー・プランを策定しています。

内部監査態勢の整備

内部管理態勢の適切性・有効性などを検証するため、他の本部各部から独立し、社長執行役員直属の内部監査部門として、監査部がリスク管理態勢などの監査を行っています。

業務監査では、本部各部のリスク管理のプロセスのほか、法令等遵守や顧客保護等管理態勢、営業店の支店経営管理や運営状況などの適切性・有効性の監査を実施し、内部管理態勢を一層向上させるための改善提言に取り組んでいます。

資産監査では、自己査定および償却・引当の適正性や信用格付の正確性の監査を実施しています。

なお、内部監査結果は、内部監査会議または経営会議を経て取締役会に定期的に報告しています。

取締役等が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会に出席するとともに、経営会議等の会議および委員会に出席することができるものとしています。
- ② 取締役等は、法律に定める事項のほか、業務の執行状況等について、監査役会または監査役へ適切に報告しています。

■ 危機管理態勢

「BCP基本規程」を制定し、防災に関し、商工中金および役職員がとるべき対策を定めるとともに、災害発生時にすみやかに商工中金の機能を回復することに

よって業務の円滑な遂行を図り、業務停止による経営上のリスクを最小限に抑止する態勢を整備しています。

■ 法令遵守の態勢

商工中金では、コンプライアンスの徹底を重点課題と位置付け、業務に関するさまざまなルール、社会的規範を遵守することはもちろん、説明責任を全うする観点からディスクローズに努め、透明性の高い業務運営を行っています。

コンプライアンスの重要性の周知徹底

商工中金では、グループ役職員が遵守すべき倫理上の規定として「倫理憲章」を制定しています。また、倫理憲章とそれを実践するための行動基準及び業務遂行上遵守すべき法令等を取りまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員に周知していま

す。さらに、コンプライアンス意識を向上させる具体的な取組みとして、集合研修や部室内での定期的な研修等の実施により、コンプライアンスの徹底に努めています。

コンプライアンス態勢

コンプライアンス委員会

取締役会から委任を受け、コンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンスに係る全般を諮問するための機関として、コンプライアンス委員会を設置しています。

コンプライアンスに関する審議機関

コンプライアンスに関する事項は社長執行役員を議長とするコンプライアンス会議へ報告し、審議しています。コンプライアンス会議の審議結果は、取締役会へ報告し、コンプライアンス・プログラムなど、コンプライアンスに関して重要な事項は、取締役会で決定しています。

コンプライアンス統括部門

①コンプライアンス統括部は、コンプライアンスの統括セクションとして、コンプライアンスに係る企画・管理を行い、関係部室と緊密な連携を取りあって、商工中金のコンプライアンス態勢の構築に取り組んでいます。

②コンプライアンス統括部に、現場におけるコンプライアンスの定着状況等の把握・指導を行う「エリア・コンプライアンス・オフィサー」を配置しています。

各部室店

本部の部室長および営業店長をコンプライアンス責任者とし、本部の各部室および営業店に設置するコンプライアンス担当者とともに、法令などに抵触していないかなど、日常的にコンプライアンスの観点からチェックを行い、必要に応じ職員に指導・研修を行っています。また、本部のコンプライアンス担当者は内部規定を制定・改正する場合には、その内容が法令等に適合しているか、また、社会的規範に照らして問題はないかなどの審査を行い、必要に応じ、外部専門家と相談しています。

コンプライアンスに関する監査

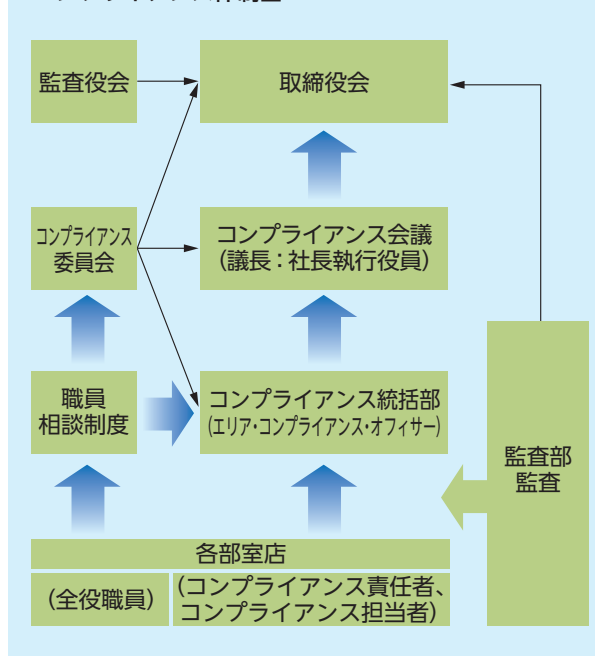
本部各部室や営業店が自ら行う自店監査などを義務付け、コンプライアンスの徹底状況をチェックするほ

か、他の本部のセクションから独立した監査部が、本部や営業店におけるコンプライアンスの徹底状況を監査しています。なお、監査結果については、取締役会に報告しています。

職員相談制度

商工中金では、コンプライアンス上の問題が発生した場合に未然に拡大を防止し、早期に問題を是正するため、職員相談制度（内部通報制度）を設けています。コンプライアンス統括部のほか、外部弁護士や外部事業者に相談窓口を設置し、役職員が相談しやすい体制を整備しています。

コンプライアンス体制図



反社会的勢力の排除

金融機関として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するために、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められています。

商工中金では、コンプライアンス統括部を反社会的勢力の排除に係る統括部署とし、各部室店には反社会

的勢力責任者を配置するなど、反社会的勢力排除に向けた体制を整備し、警察や弁護士など外部専門機関とも連携して反社会的勢力との関係遮断、取引排除に取り組んでいます。

倫理憲章と行動基準

1. コンプライアンスの徹底

私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのないよう、常に高い道德観・倫理観をもって行動します。

【行動基準】

- ① 誰にでも、どのような業務にも不正の可能性があることを理解し、常に不正防止を念頭に置き業務に取り組みます。
- ② 規定やルールを正しく理解し、手順省略はせずに業務を行います。また、規定やルールを、曖昧なまま、都合よいように勝手に解釈はしません。
- ③ 本部は、分かりやすい通牒・マニュアルを策定するとともに、必要に応じ改善・見直しを行います。
- ④ コンプライアンス検討会を定期的開催し、繰り返し研修・議論を行い、規範意識を向上させます。

2. お客さまに対する姿勢

私たちは、中小企業専門の総合金融機関であるという原点に常に立ち返り、お客さまからの信頼とお客さまの満足を第一に考え行動します。

【行動基準】

- ① 私たちは、お客さまに寄り添い、お客さまとの信頼関係の構築に取り組みます。
- ② 私たちは、お客さまと対話を深め、お客さまの事業を理解し、課題の共有に取り組みます。
- ③ 私たちは、お客さまの課題解決に向け、ソリューションの提供に取り組みます。
- ④ お客さまのニーズに対して、支店内・本支店が協力し迅速に対応します。

3. 社会に対する責任

私たちは、透明性が求められる社会的公器である金融機関の一員として、また地域社会の一員として、常に社会的責任を自覚し、公正・誠実に行動します。

【行動基準】

- ① 自らの行動が商工中金の行動と見られていることを常に意識し、公正・誠実に行動します。
- ② 行政や地域金融機関等と連携・協働し、地域社会へ貢献するよう考えます。
- ③ 他の職員が不正を行っているのを発見したら、見て見ぬふりはせず、速やかに上司や職員相談窓口へ報告します。
- ④ 不正の発見の報告を受けた上司は、隠すことなく本部に報告します。
- ⑤ 反社会的勢力および団体に対しては毅然とした対応をし、関係を遮断します。
- ⑥ 商工中金の商品・サービスが、マネー・ローンダリングおよびテロ活動への資金支援等に利用されることがないようにします。

4. 目指すべき組織

私たちは、あらゆる人の人権と多様性を尊重し、ハラスメントや差別のない風通しの良い職場環境の構築に努めます。

【行動基準】

- ① ハラスメントをなくし、何でも相談・意見し合える職場を作ります。
- ② 困ったことがあれば、一人で抱え込まず相談します。
- ③ 困っている様子の人には積極的に声掛けします。
- ④ 上司や同僚に相談しにくい場合には、エリア・コンプライアンス・オフィサーや職員相談窓口にご相談できないか考えます。
- ⑤ 上司は、部下が困っていないか常に気を配り、耳を傾け、積極的に声掛けをします。
- ⑥ 本部は、営業店の意見に真摯に耳を傾け、迅速・誠実に対応します。

■ 顧客保護に対する取組み

商工中金では、お客さまへの適切かつ十分な説明（顧客説明管理）、お客さまのご要望や苦情に対する適切な対応（顧客サポート等）、お客さまの情報の適切な管理（顧客情報管理）、業務を外部委託する場合におけるお客さまの情報の適切な管理やお客さまへの適切な対応（外部委託管理）、およびお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引の適切な管理（利益相反管理）を行うため、顧客保護等管理規程を定め、お客さま第一主義の経営姿勢を実践しています。

例えば、融資や預金のお取引などに際し、お客さまのご理解・納得を得られるよう、丁寧に契約内容などの説明を行っています。特に、元本欠損のおそれのある商品を勧誘する場合には、「金融商品販売にかかる勧誘方針」に則り、適切な勧誘を行うことに加え、例えばシニア世代のお客さまに対して保険を勧誘する際には、複数回の説明を行うなど適切な勧誘に努めています。

また、「お客さまサービスセンター」を設置し、お客さまからのご要望や苦情の受付体制を整備するとともに、寄せられたご要望や苦情について「CS（顧客満足）推進会議」で検討を行い、再発防止や業務改善に努めています。更に、お客さまの満足度を高める取組姿勢を示し、職員のCS意識の一層の向上を図るため、「CS宣言」を制定し、公表しています。

こうした顧客保護に対する取組みを適切に管理するために、顧客説明管理、顧客サポート等、顧客情報管理、外部委託管理、および利益相反管理それぞれに応じ管理責任者を設置するなど、所要の体制を整備しています。なお、コンプライアンス統括部は、各管理責任者による管理状況をモニタリングし、その結果を定期的にコンプライアンス会議および取締役会へ報告しています。

CS宣言

お客さまへのお約束

1. 感謝の気持ちを持って、心からの笑顔でお客さまをお迎えいたします
2. 正確かつ迅速な手続きをいたします
3. わかりやすい言葉で、明るく、丁寧に対応をいたします
4. お客さまの声を誠実に受けとめ、サービスの向上に努めます
5. 清潔感あふれる気持ちの良い店づくりに努めます

金融ADR制度への対応

2010年10月1日より、金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）が開始されました。商工中金では、お客さまからの苦情、お客さまとの紛争の解決に公正かつ的確に対応するために業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ・チラシ等で公表しています。

① 苦情処理措置

商工中金の営業店（電話番号は店舗等一覧のページをご覧ください）・お客さまサービスセンター（電話：0120-079-366）では、月曜から金曜（祝日および商工中金の休業日を除く）9時から17時に、さまざまなお相談やご照会、ご意見・苦情をお受けしています。なお、登録金融機関業務（投資信託窓販業務等）にかかる苦情につきましては、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（電話：0120-64-5005）でもお受けしています。

② 紛争解決措置

商工中金との紛争解決のためには、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会が設置・運営している東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）・第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）・第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）をご利用いただけます。なお、登録金融機関業務（投資信託窓販業務等）にかかる紛争解決のためには、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（電話：0120-64-5005）もご利用いただけます。

個人情報保護に対する取組み

「個人情報の保護に関する法律」の趣旨を踏まえ、個人情報保護にかかる取組方針などに関する宣言（「個人情報保護宣言」）をホームページなどで公表し、厳格な安全管理体制のもと個人情報保護に取り組むとともに、継続的に改善するよう努めています。

また、個人情報保護窓口において、個人情報保護にかかる相談や開示請求などの手続きのご案内をはじめ、開示請求などの各種請求を受け付けています。

個人情報保護宣言

1. 商工中金は、お客さまからお預りする個人情報、特定個人情報等（個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報）を適切に取扱い保護することの重要性に鑑み、個人情報・特定個人情報等の保護に関する関係諸法令・指針等を遵守し、個人情報・特定個人情報等の保護に取組むとともに継続的に改善するよう努めます。
2. 商工中金は、商工中金が取扱うお客さまの個人情報・特定個人情報等について、漏えい・不正アクセス等の防止のため、厳格な安全管理体制を構築します。
3. 商工中金は、お客さまの個人情報・特定個人情報等を適正に取得します。また、お客さまの個人情報は、利用目的の範囲内で利用します。利用目的以外に利用する際は、お客さまの同意をいただきます（但し、法令により認められる場合は除きます）。特定個人情報等については、法令で定められた範囲内でのみ利用します。また、商工中金における利用目的は、個人情報・特定個人情報等をお預りする際に明示する他、商工中金ホームページなどで公表します。
4. 商工中金は、お客さまの個人情報を、法令に定める場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはいたしません。また、法令に定める場合を除き、お客さまの特定個人情報等を第三者に提供することはいたしません。
5. 商工中金では、業務を円滑に遂行するため、お客さまの個人情報・特定個人情報等の取扱いを委託業者に業務委託する場合があります。この場合、お客さまの個人情報・特定個人情報等の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。
6. 商工中金が取扱うお客さまの個人情報・特定個人情報等について、内容の開示・訂正・利用停止等のお申出に対しましては、各支店にて受け付け、法令に基づき、速やかに対応いたします。
その他個人情報・特定個人情報等に関するお問合せ・ご相談・ご意見等は、各支店の窓口または下記までご連絡下さいませようお願い申し上げます。

個人情報の利用目的について

商工中金は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、お客さまの個人情報を、以下業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

業務内容

- 預金業務、債券業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 公共債窓販業務、登録機関業務、口座管理機関業務、保険販売業務、投信販売業務等、法律により商工中金が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- 信託契約代理店業務、ビジネスマッチング・M&A、メールサービス、社債・投資業務、資産流動化業務およびこれらに付随する業務
- その他商工中金が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

利用目的

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込受付のため
- 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 商工中金との預金取引や債券取引、融資取引等における期日管理・債権管理等、お取引における管理のため
- 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- 融資のお申込みやご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- お客さまに対し、取引結果、預り残高等の報告を行うため
- でんさいネットから委託を受けた業務を遂行するため、電子記録債権の円滑な流通の確保のためおよび商工中金の与信取引上の判断のため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該事業を適切に遂行するため
- お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため（なお、ダイレクトメールの発送やテレマーケティングその他の非対面セールス活動の目的で個人情報を利用することの中止を希望される場合は、取引店あてご連絡下さい。）
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- その他、各種連絡等、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

特定個人情報等の利用目的について

商工中金は「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、お客さまの特定個人情報等を、以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

利用目的

- 金融商品取引に関する法定書類作成事務のため
- 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- 国外送金等取引に関する法定書類作成事務のため
- 法令に基づき作成する支払調書の作成事務のため
- 預貯金口座付番に関する事務のため
- その他上記に関連する事務のため

【お問合せ窓口】

個人情報保護センター 電話番号：03-3246-9326（受付時間：営業日の9時から17時まで）

■ 重要事実の開示に関する方針

商工中金は、中小企業による中小企業のための金融機関として、経営の透明性を高め、アカウンタビリティを的確に果たすとともに、株主、中小企業者、投資家および預金者等の皆さまから一層のご理解・ご信頼をいただけるよう、事業活動や財務の状況などについて、公平かつ適時・適切な情報開示に努めます。

この基本的な考え方に基づき、重要事実にかかわる情報開示のあり方について対外的に公表するとともに、商工中金の役職員に周知し適切な運営を図っていくことを目的として、「重要事実の開示に関する方針」を以下の通り定めています。

1. 重要事実の定義

商工中金は国内外の関係法令等で開示が求められている事項はもとより、株主、中小企業者、投資家および預金者の皆さまの判断に大きな影響を与えると思われる情報については、公表すべき重要事実と位置付けます。

2. 開示の方法

重要事実の開示は、原則開示の日に商工中金ホームページに掲載するなど、公平な情報開示に努めます。

3. 将来情報の取扱い

商工中金が開示する予想、戦略、方針、目標等の将来の見通しに関する記述は、開示時点において入手可能な情報に基づいており、様々なリスクや不確定要因の影響を受けるため、現実の結果が見通しから大きく異なる可能性があります。

4. 投資判断について

商工中金が行う情報開示は、商工中金へのご理解を深めていただくことを目的としており、商工中金が発行する有価証券等についての勧誘を目的とするものではありません。投資等に関する決定はご自身の判断において行ってください。

5. 内部体制整備

商工中金は「重要事実の開示に関する方針」に則った情報開示を行うために必要となる内部体制の整備・充実に努めます。

■ ディスクロージャーの状況

商工中金は、ステークホルダーの皆さまに適時・適切な情報をご提供するため、業務内容や財務の状況などについて適切な情報開示に努めています。

開示資料

資料の種類	公表場所・方法	公表時期
事業のご報告 ●事業報告 ●計算書類 ●連結計算書類 ●附属明細書 ●会計監査報告 ●監査報告	営業店に備付け、ホームページ	毎年6月
決算公告（中間決算公告）	電子公告	毎年6月（毎年12月）
ディスクロージャー誌（中間ディスクロージャー誌）	営業店に備付け	毎年7月（毎年1月）
有価証券報告書（半期報告書）	EDINET、本店・大阪支店に備付け	毎年6月（毎年12月）
バーゼル規制関連比率	ホームページ	毎四半期

（注）株式会社商工組合中央金庫法、会社法、金融商品取引法による開示資料です。